租行制度(今和6年10日支給まで)

/月
まで

生||ウルナベノヘ印でた40ロナベムと

▼ 利 長 以 止 伎 (市 和 0 年 1 2 月 又 稲 か り)					
手当区分	児童手当	3歳未満	第1子・第2子:15,000円/月		
			第3子以降:30,000円/月		
		3歳以上~ 高校生年代	第1子·第2子:10,000円/月		
			第3子以降:30,000円/月		
多子加算のカウント対象			22歳到達後の最初の年度末まで		
戸	所得制限		なし		
支給月			2カ月に1回 (4月、6月、8月、10月、12月、2月)		

ることができます(所得制限あり)。

)手当額(令和6年4月~)

2級…1人につき月額3万6860円 1級…1人につき月額5万5350円 のある20歳未満の児童を養育する方は、手当を請求す

精神または身体に政令で定める中程度以上の障がい

特別児童扶養手当のお知らせ 児童扶養手当

過 子育て健康課 子育て支援係 ※来庁時は電話にて事前予約をお願いします **台(84)** 5544

次の届け出が必要です。 方(支給停止者含む)は 現在、手当を受けている

・多子加算(第3子以降)の支給額の増加

多子加算のカウント対象の変更

年3回から年6回(偶数月)への支給回数の変更

・支給対象児童を高校生年代まで延長

(児童扶養手当)



改正の内容

令和6年10月より、

制度が一部変更となります。

児童手当制度変更のお知らせ

閰 子育て健康課 子育て支援係

2 (84) 5544

所得制限の撤廃

ができます(所得制限あり)。 る方は手当を請求すること 場合は20歳未満)を養育す までの児童(障がいがある 児童を支援するため、18歳 「ひとり親世帯」などの



現況届の提出期間

【特別児童扶養手当】

詳細はこちら

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
区分	全部支給	一部支給				
児童1人のとき	月額45,500円	月額45,490円から 10,740円				
児童2人のとき	月額56,250円	月額56,230円から 16,120円				
児童3人以上のとき	(児童2人のときの額に)3人目から児童 1人増すごとに、最大6,450円加算					

により、総合的に判断されます (水

8月9日 (金)~9月11日 所得状況届の提出期間

※障がいの程度は、提出していただく診断書など 詳細はこちら

毛当額(今和6年4日から)※所得に応じて決定されます

区分	全部支給	一部支給				
児童1人のとき	月額45,500円	月額45,490円から 10,740円				
児童2人のとき	月額56,250円	月額56,230円から 16,120円				
児童3人以上のとき	(児童2人のときの額に)3人目から児童 1人増すごとに、最大6,450円加算					

医療機関名	電話	お休み期間
足柄上病院	83-0351	
松田町国保診療所(寄診療所)	89-2119	通常通り
佐藤内科医院	82-0565	
安藤眼科医院	83-4545	8月2日(PM休)、3日(AM休)
田村小児科医院	82-1710	8月13~17日
にしこうり形成外科・皮ふ科	44-4906	8月11~14日
まごころ内科整形外科クリニック	83-1789	8月10日(PM休)、11~15日
山田内科医院	83-0061	8月11~15日

に休診する病院がありますのでご注 意ください。詳細は各病院にお問い 合わせください。 町内の医療機関の中には、 8月中

町内 ◎ 子育て健康課 健康づくり係 夏季休診日のお知らせ **(2)** (84) 55544 医療機関 **の**